

家庭用暖房契約

平成 29 年 4 月 1 日

因の島ガス株式会社

目次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	2
4. 契約の締結	2
5. 使用量の算定	3
6. 料金	3
7. 単位料金の調整	3
8. 名義の変更	4
9. 契約の変更または解約	4
10. 設置確認について	5
11. その他	5

付 則 1. 実施の期日	5
--------------	---

(別表)

1. 料金の算定方法	5
2. 料金表	7
3. ガス使用申込書	9

1. 目的

この契約は、家庭用暖房機器の普及を通じ当社の製造供給施設の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

(1)「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。このうち後者を「家庭用温水暖房システム」といいます。

(2)「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(3)「通常期」とは、5月分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から11月分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までをいいます。「暖房期」とは、12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までをいいます。

(4)「ハイブリッドカウンタ」とは、ガスメーターから発信されるパルス信号をもとに10分毎に算出する平均ガス流量が0.06立方メートル毎時以上の状態を連続30分以上継続した場合において、0.06立方メートル毎時以上0.54立方メートル毎時未満の範囲内(ただし、お客さまが暖房機器を常時複数使用するなどの特別な状況にあつて、当該ガス流量の範囲が適切でないと当社が判断する場合は、お客さまの同意の上で、設定範囲を算出し、変更する場合があります。)にある使用量を電子的に長時間積算値として加算し記憶する装置をいいます。なお、長時間積算値は、ハイブリッドカウンタの液晶表示部分に表示することができます。

(5)「長時間使用量」とは、前回の検針日および今回の検針日における長時間積算値(小数点第1位以下の端数は読みません)により暖房期に算定される料金算定期間の使用量をいいます。

(6)「通常使用量」とは、小売供給約款により算定した料金算定期間の使用量から、長時間使用量を差し引いた使用量をいいます。

(7)「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(8)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

3. 適用条件

暖房機器を専用住宅または併用住宅で使用する需要で、1 需要場所において設置するガスメーターの能力（小売供給約款 12(4)なお書きの規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が、6立方メートル毎時以下であり、かつ、お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。なお、小売供給約款により決定されるガスメーターの能力が6立方メートル毎時を超える専用住宅の場合であって、お客さまが、当社の計測上の都合により、各メーターの能力が6立方メートル毎時以下となるよう複数系統に分岐し計測することを認められた場合は適用可能といたします。

4. 契約の締結

- (1) この契約について、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) ハイブリッドカウンタは、当社の所有のものを設置し、これに要する工事費（設置、配線による工事費）は契約者からいただきません。ただし、3のなお書きにより発生する工事費は、お客さま負担といたします。
- (4) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、契約種別の変更の日は、定例検針日といたします。

ただし、適用条件を満たさなくなったことにより解約となる場合は、適用条件を満たさなくなった日といたします。
 - ③ 契約期間満了時に先立って解約または変更の申し込みがない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (5) 当社は、この契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に解約または小売供給約款に定める料金へ変更されたかたが、同一需要場所でのこの契約または他の契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。（(6)において同じ）。
- (6) 当社は、お客さまがこの契約または当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過し

でも支払われていない場合は、この契約への申し込みを承諾できないことがあります。

5. 使用量の算定

(1) 各月使用分の使用量および長時間使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターとハイブリッドカウンタにおける長時間積算値の読みにより算定いたします。

(2) お客さまが不在の場合やガスメーターの故障により、ハイブリッドカウンタの検針ができなかった場合の取扱いは、小売供給約款の規定18の使用量の算定と同じ取り扱いにより、長時間使用量の算定を行うものとします。

(3) (2)にかかわらず、12月分の検針において、長時間使用量の算定の結果がマイナスとなる場合およびお客さまが不在で検針できなかった場合には、当該料金算定期間の長時間使用量は、0立方メートルといたします。

6. 料金

(1) 料金の支払期限日につきましては、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内といたします。

(2) 当社は、別表の料金表を適用（料金表の基本料金、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）して、ガス料金を算定いたします。

7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格に対して上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用してガス料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨ていたします。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

69,130円

②平均原料価格（トン当たり）

別表の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG（一般用）平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）とLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格＝ トン当たりLNG（一般用）平均価格× 0.9738
＋トン当たりLPG平均価格× 0.0284

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

8. 名義の変更

お客さま、または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

9. 契約の変更または解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの契約が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものいたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(3の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

10. 設置確認について

(1) 当社は、暖房機器および家庭用温水暖房システムが設置・所有されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置・使用場所への立ち入りを承認していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの契約の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの契約を解約し解約日以降、小売供給約款を適用いたします。

(2) 暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、暖房機器を取り外した場合は、この契約を解約したものとみなし、解約日以降 小売供給約款を適用いたします。

11. その他

その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付 則

1 実施の期日

本約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

(1) 料金は、以下のとおりといたします。

① 料金は、通常期および暖房期における通常使用量に係る料金と長時間使用量に係る料金の合計といたします。

② 通常期および暖房期における通常使用量に係る料金と長時間使用に係る料金は各々、(別表) 2で適用する基本料金と従量料金を合計し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(2) 従量料金は、基準単位料金または小売供給約款 23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定に

あたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数切り捨て)

=料金×消費税率 / (1 + 消費税率)

2. 料金表

(1) 適用区分

① 通常期および暖房期における通常使用量

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が10立方メートルを超え、25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が25立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

② 暖房期における長時間使用量

料金表Eを適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,026.06円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	297.83円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,536.36円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	246.80円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,346.36円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	214.40円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D（消費税等相当額を含みます。）

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3,642.36 円
--------------------	------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	201.44 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表 E（消費税等相当額を含みます。）

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	216.00 円
--------------------	----------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	162.23 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ガス使用申込書

平成 年 月 日

因の島ガス株式会社 殿

この度のガスの使用について、因の島ガス株式会社に対し、貴社の契約内容を承認のうえ、つぎのとおり申し込みます。

[お申込者]<*印のみご記入ください>

* お 客 様 名	(お名前)	TEL FAX
	(〒 -) 住所	
* 使 用 場 所	(使用場所名)	TEL FAX
	(〒 -) 住所	
お客様番号		

注 使用場所名欄は、お客様名と異なる場合のみご記入ください。

申込み内容に変更が生じた場合は速やかに因の島ガス株式会社までご連絡下さい。

因の島ガス(株) 使用欄		
お申込みになる契約種別	家庭用暖房契約	
設置確認	ご使用になるガス機器の型式	確認印
備考		